



JCSS

発行番号 15-161215-18

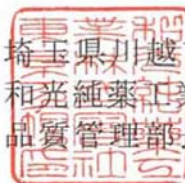
証 明 書

標準物質	名 称	中性りん酸塩 pH標準液 第2種 Code.No. 165-12155
	調 製 者	和光純薬工業株式会社 東京工場
	ロット番号	ECH2155
用 途		pH計校正用
使用 方法		容器をよく振った後、開栓して下さい。 なお、使用後は直ちに窒素を充填の上、密栓して下さい。
保 存 条 件		25℃以下
値付け条件		25±0.1℃
値付け結果		pH 6.86
不 確 か さ		±0.015 (包含係数 k=2 信頼の水準約95%)
値付け方法		製品規格16-1215により、特定二次pH標準液を用いて値付け
値付け年月日		2015年9月17日
保 証 期 限		2016年9月末

値付けの結果は上記のとおりであることを証明します。

発行日 2015年9月17日

埼玉県川越市大字的場 1633 番地
和光純薬工業株式会社 東京工場
品質管理部長 高 龍男



- ・この証明書は、計量法第144条(第一項)に基づくものであり、特定標準物質(国家標準)にトレーサブルな標準物質により値付けした結果を示すものです。認定シンボルは、値付けした結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。
- ・この証明書を発行した事業者は、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025:2005)及びJIS Q 0034(ISO Guide 34:2009)に適合しています。
- ・この証明書は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及びAPLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)のMRA(相互承認)に加盟しているIAJapanに認定された校正機関及び標準物質生産者によって発行されています。この値付け結果はILAC/APLACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。(ISO Guide 34はILACのMRA対象外です)
- ・用途・使用方法・保存条件・保証期限については、JIS Q 0031(ISO Guide 31:2000)に適合するよう記載された事項であり、計量法第144条(第一項)に基づいて記載された事項ではありません。